

○防衛省告示第百九十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が令和四年七月二十九日次のとおり決定された。

令和四年八月三日

防衛大臣 岸 信夫

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
五一二七	鹿屋飛行場	鹿屋市	国有	土地…約二、六九九、〇〇〇平方メートル	
			国有	建物…約一二、〇〇〇平方メートル	

国有

工作物・門等

MQ―九の飛行運用及びその支援業務を実施するため追加提供する。

使用期間…

一 日米合同委員会承認の日から撤収までの間

二 飛行運用については一年間

海上自衛隊鹿屋航空基地の施設及び区域の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。